

議案第50号

指定管理者の指定の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のおり指定管理者の指定を変更することについて、市議会の議決を求める。

令和7年6月13日提出

三次市長 福岡誠志

指定管理者の指定について（令和2年12月18日議決）の表中

「

三次市東酒屋水泳プール	鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号 みよし地域協働・コミュニティ形成パートナーズ株式会社セイカスポーツセンター 代表取締役 玉川 文生	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで
-------------	---	---------------------------

」を

「

三次市東酒屋水泳プール	鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号 みよし地域協働・コミュニティ形成パートナーズ株式会社セイカスポーツセンター 代表取締役 玉川 文生	令和3年4月1日から 令和7年6月30日まで
-------------	---	---------------------------

」に

改める。